

社会福祉法人若葉福祉会 役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人若葉福祉会の定款第八条及び第二一条に基づき、役員・評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員という。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款八条及び第二一条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が職務の遂行に伴い発生する手数料等の費用を要する場合は、それを弁償する。

(端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。